

## 企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。

令和8年1月26日

支出負担行為担当官

旭川開発建設部長 半谷 敬幸

### 1 業務概要

#### (1) 業務名及び業務概要

旭川開発建設部管内 道路気象情報提供

(旭川開発建設部が直轄管理する国道および高規格幹線道路を安全かつ効率的に維持管理するため、管内の道路管理者等を対象に、管内全域及び隣接する地域に関する災害予測等も含めた道路気象情報提供（インターネット web サイト）及び緊急道路管理情報通知（メール配信）を目的としたものである。)

#### (2) 業務内容

- 1) 道路管理気象情報提供(インターネットwebサイト)
- 2) 緊急道路管理情報通知(メール配信)

#### (3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### (4) 電子調達システム(GEPS)の利用

本件は、企画提案書の提出、特定通知等の手続き等を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難い場合は、紙方式参加願(別記様式1)を提出するものとする。

### 2 企画競争参加資格要件

#### (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

#### (2) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格(全省統一資格)「役務の提供等」で北海道地域の競争参加資格を有する者であること(ただし、地方自治体を除く。)。

また、競争参加資格のない者は、企画提案書提出時までに競争参加資格の決定を受けていること。

#### (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者ないこと。

また、更生手続開始の決定を受けた者又は再生手続開始の決定を受けた者は、次に掲げる書類を提出していること。

ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書(写し)

- イ 決定等に伴い、定款、役員等に変更があった場合は、競争参加資格審査申請書変更届
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土  
交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 電子調達システムから説明書等を直接ダウンロードした者であること、又は支出負担行為担  
当官から説明書等の交付を受けた者であること。
- (7) 技術力に関する要件  
気象業務法第17条の予報業務許可事業者であり、北海道内の予報許可を有しているこ  
と。
- (8) 技術者等に関する要件  
気象業務法で定める気象予報士の資格を有する者。
- (9) 業務執行体制に関する要件  
予定配置担当者(気象予報士)については、業務期間内において各種予測情報を24時  
間体制で提供できる体制を配備できること。  
本業務に必要な気象庁の発表する各種情報を受注者が直接受信できるシステムを保有し  
ているとともに、情報提供を行うシステム(ソフト)を有していること。
- (10) 業務実績に関する要件  
企画提案書を提出する者に対する業務実績に関する要件は、次のとおりとする。  
平成27年度以降に完了した業務において、下記[1]又は[2]の実績を有すること。  
なお、受注実績回数は問わない。  
[1]同種業務:国、都道府県、政令市が発注する気象予測に関する業務  
[2]類似業務:気象予測に関する業務  
※業務又は作業を確認できる資料を添付すること。

### 3 手続等

- (1) 担当部局  
〒078-8513 北海道旭川市宮前1条3丁目3番15号  
北海道開発局旭川開発建設部 契約課長補佐  
電話0166-32-2379 電子メール hkd-as-juhin@gxb.mlit.go.jp
- (2) 説明書の交付期間及び方法  
ア 交付期間  
令和8年1月26日から令和8年3月24日まで  
イ 交付方法  
電子調達システムにより交付する。ダウンロード方法は、以下の北海道開発局ホームページ  
を参照すること。(説明書等に対する質問があった場合の回答についても同様にダウンロード  
機能により交付するので、ダウンロードの際に「更新通知メールの配信を希望する」に必ずチ  
ックを入れること。)  
<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/kaikei/ud49g70000006ao7-att/slo5pa000000snxv.pdf>  
また、電子調達システム未導入であっても、インターネット環境があれば交付を受けることが  
可能である。ただし、やむを得ない事由により電子調達システムによる交付を受けることが困難  
な場合は上記(1)に問い合わせること。
- (3) 電子調達システムのURL  
<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

※システムの都合上「企画競争」については、電子調達システムの「公募型プロポーザル機能」において掲載している。

(4) 企画提案書の提出期限及び方法

ア 提出期限

令和8年2月16日 12時00分

イ 提出方法

電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合及び紙方式参加願(別記様式1))を提出した場合においては、原則として上記(1)に記載のアドレスあてに電子メールにより提出すること。

(5) 企画提案に関するヒアリング

ヒアリングは実施しない。

#### 4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出並びにヒアリングに要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 本業務に係る見積決定及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする(本業務に係る見積決定及び契約締結は令和8年4月1日とするが、当該業務に係る令和8年度予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合は、暫定予算の期間分のみ契約する)。
- (8) 企画提案書を特定された提案者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (9) その他の詳細は説明書による。